

2022年度 文部科学省 外国人留学生学習奨励費 募集要項【就職特別枠】

1. 対象者・条件

- ① 私費外国人留学生で、学業・人物とも優れ、経済的理由で修学が困難な者。
- ② 前年度の成績評価係数が2.30以上であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者。（成績評価係数で表すことができない場合は、各レベルごとの成績評価係数相当以上で特に成績が優秀と認められる者であること。）

推薦基準（前年度の成績評価係数）

$$\frac{(S,A \text{ 評価の単位数}) \times 3 + (B \text{ 評価の単位数}) \times 2 + (C \text{ 評価の単位数}) \times 1}{\text{登録（履修）総単位数（F・T・Z含む）}}$$

登録（履修）総単位数（F・T・Z含む）

※成績評価係数が同数の場合、A評価の単位数が多い者が上位。

- ③ 語学能力の水準が次の（ア）または（イ）のいずれかの水準に該当する者（ただし、別科生は除く）
ア）日本語能力：国際交流基金／日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験（JLPT）」で『N2レベル以上』に合格した者、または日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の日本語科目の得点が『200点以上』である者、または機構が別に認める語学水準以上である者
イ）英語能力：CEFR(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)において『B2レベル以上』であると認められた者
 - ④ 機構の海外留学支援制度による支援を受けている者でないこと
 - ⑤ 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料は含まない）。
 - ⑥ 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。
 - ⑦ 学習奨励費受給後に、機構が在籍大学を通じて行う進路状況調査や留学報告書の提出に協力できる者であること。
 - ⑧ 学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者でないこと。
 - ⑨ 機構の海外留学支援制度による支援を受けている者でないこと。
 - ⑩ ※本学を卒業、修了後に日本国内での就職を希望している留学生で、卒業・修了年次の者および卒業・修了前年次の者（ただし、別科生は対象外）
- ※ 申請書に虚偽等が判明した場合は、申請却下の上で退学等の処罰をする。

2. 推薦人数（予定）

①大学院・学部：1名 ②短大：1名

3. 給付月額および給付期間

給付月額 大学院・学部・短大・別科とも：48,000円

給付期間 2022年4月～2023年3月（12ヶ月）

4. 今年度の推薦者決定方法

今年度は、①大学院・学部枠の1名に関しては各学部事務室から推薦された者のうち最適格者を1名選出し②短大枠の1名に関しては短大学部事務室から最適格者1名の学内推薦を受けたものを、それぞれを文部科学省に申請する。